

福岡市トライアル優良商品認定マークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市トライアル優良商品認定マーク（以下「認定マーク」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(認定マークの仕様)

第2条 認定マークの形状及び色彩は、別に定める福岡市トライアル優良商品認定マーク使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定めるところによる。

(認定マークの使用目的)

第3条 認定マークを使用する者は、福岡市トライアル優良商品認定事業実施要綱（平成28年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第3条第2号に規定する福岡市トライアル優良商品に係る広報活動その他の普及啓発の目的以外にこれを使用してはならない。

(認定マークの使用)

第4条 市長は、実施要綱第8条第1項の規定により認定事業者として認定された者（実施要綱第8条第3項に規定する期間を経過した者及び実施要綱第11条第2項に規定する認定の取消しの通知を受けた者を除く。以下単に「認定事業者」という。）に対し、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された認定マークに係る情報（以下「デザインデータ」という。）及び認定マークを表示した卓上ミニのぼり、ステッカーその他の認定マークの広告宣伝に資する物品（以下「PR資材」という。）を提供するものとする。

2 市長は、次に掲げる者に対し、その求めに応じてデザインデータ又はPR資材を提供するものとする。

- (1) 福岡市又は福岡市が構成員である団体
- (2) 国又は他の地方公共団体
- (3) 福岡市民（地域のボランティア活動、地域の行事等で使用する場合に限り。）
- (4) 報道機関（報道目的で使用する場合に限り。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(認定マークの使用制限)

第5条 認定事業者及び第4条第2項各号に掲げる者で認定マークを使用する者（以下「使用者」という。）は、認定マークの使用が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定マークを使用してはならない。

- (1) 市の信用や品位を損ない、又はその恐れがあると認めるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又はその恐れがあると認めるとき。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に利益を与え、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (4) 第3条の規定に違反しているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用を認めることが著しく不相当と認めるとき。

2 市長は、認定マークの使用及び前項に規定する使用の制限によって使用者に生じた損害をてん補する責任を負わない。

(遵守事項)

第6条 使用者は、ガイドラインを遵守しなければならない。

2 デザインデータ及びPR資材を使用する権利は、使用者の一身に専属し、譲渡することができない。ただし、あらかじめ市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

(使用状況の確認)

第7条 市長は、使用者が認定マークを使用する場合において、認定マークの適切な使用に資するため必要があると認めるときは、当該使用者に対し、認定マークの使用状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

(権利設定の禁止)

第8条 使用者は、認定マークについて、商標法（昭和34年法律第127号）第18条第1項に規定する商標権、意匠法（昭和34年法律第125号）第20条第1項に規定する意匠権その他の知的財産に関する一切の権利を新たに取得してはならない。

(紛争の解決)

第9条 使用者は、認定マークの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と負担において解決しなければならない。

(市長の責任)

第10条 市長は、使用者が認定マークを表示した商品、役務等を第三者に提供した場合において、当該商品、役務等を使用した者に生じた損害については、賠償の責に任じないものとする。

(事務)

第11条 この要綱の施行に当たって必要な事務は、経済観光文化局中小企業振興部経営支援課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、認定マークの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。